

返還免除施設で就業中の人で、病気やケガ等やむを得ない理由により、しばらくの間仕事※を休む人は ～返還猶予の申請～

※看護業務以外は含みません

ただし、返還中の人で、病気やケガ等で仕事を休んでも返還猶予にはなりません。

～ 書類を出す前に 医療政策課看護担当 に相談してください ～

「返還猶予申請書」と診断書など病気、ケガを証明できる書類を医療政策課看護担当に提出してください。

医師の診断書（治療期間について記載のあるもの）

## 診 断 書

修学生決定番号第 \_\_\_\_\_ 号

徳島県 保健師  
助産師  
看護師  
准看護師  
修学資金返還猶予申請書

住 所 徳島市万代町1丁目1番地  
氏 名 徳島花子  
昭和50年7月15日生

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第10条の規定により、修学資金の返還の債務の履行について猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 返還未済の修学資金の額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 返還すべき期間 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで
- 3 猶予を受けようとする期間 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 4 猶予を申請する理由 病気のため3ヶ月間仕事を休むため

貸与期間と同じ長さの期間

徳島花子は3年間修学資金の貸与を受けていたため返還すべき期間は3年間である

診断書の証明期間

申請者氏名 徳島花子 印

必ず印鑑を  
押すこと

年 月 日

徳島県知事 殿

※ 提出書類は2枚です。

「返還猶予申請書」 + 「医師の診断書」

猶予期間終了前に必ず医療政策課に連絡を！